

議案第4号

南風原町景観審議会設置条例

南風原町景観審議会設置条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

南風原町景観条例第21条第1項の規定に基づく南風原町景観審議会の設置に関し必要な事項を条例で制定する必要があるため提案する。

南風原町景観審議会設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、南風原町景観条例（令和2年南風原町条例第 号）第21条第1項に基づき、南風原町景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 南風原町景観計画に関する事。
- (2) 景観形成に関する事。
- (3) その他町長が必要とする事項に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体又は関係行政機関
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。ただし、会長が選任される前に行われる会議は、町長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、他の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び審議会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

また、その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、経済建設部まちづくり振興課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。